新潟市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する基準

（趣旨）

第１　この基準は、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号。以下「法」という。）第４４条第１項及び新潟市国民健康保険条例施行規則（昭和４４年新潟市規則第１号。以下「規則」という。）第２１条の規定に基づき、一部負担金（高額療養費に該当する場合は自己負担額をいう。以下同じ。）の減額、免除（以下「減免」という。）、徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　収入月額とは、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定による保護の要否判定に用いられる収入認定額をいう。

⑵　基準生活費とは、生活保護法による保護の基準（昭和３８年厚生省告示第１５８号）に規定する第１１条第１項第１号から第３号までに定める保護のための保護金品に相当する金額の合計をいう。

（申請）

第３　一部負担金の減免又は徴収猶予の措置を受けようとする世帯主は、あらかじめ市長に申し出て、規則第２１条第１項に規定する別記様式第１２号による申請書の交付を受け、必要事項を記載し、その理由を証明することができる書類を添えて申請するものとする。

２　前項の証明することができる書類とは、次の各号に掲げるものとする。

⑴　収入申告書

⑵　給与証明書

⑶　医療費見込書

⑷　預貯金・借入金の状況

⑸　その他申告理由を証明する資料

（審査）

第４　第３に規定する申請書及び証明書類を受理したときは、その内容が真実と相違ないかどうかを調査するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、法第１１３条の規定に基づき、世帯主に対し文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は質問を行うことができる。

２　前項の調査において、当該世帯主が非協力的又は消極的であり、事実について確認することができないときは、申請を却下することができるものとする。

３　申請内容において、当該世帯主及びその世帯に属する者が、次の各号の一に該当するときは、生活保護法の適用について指導を行うものとする。

⑴　当該申請において、無収入の収入申告書が提出され、事実調査の結果明らかに医療

扶助の適用を受けることができると認められるとき。

(2) 当該申請にかかる疾病の期間があらかじめ３か月以上にわたるものと見込まれ、かつ、明らかに医療扶助の適用を受けることができると認められるとき。

（減免及び徴収猶予の対象）

第５　市長は、一部負担金の支払又は納付の義務を有する世帯主又は世帯に属する被保険者（以下「世帯主等」という。）が、次の各号のいずれかに該当したことにより、その生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、その者に対し、その申請により、一部負担金を減免又は徴収猶予を行うことができる。

(1) 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、障がい者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。

(2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。

(3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。

(4) 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

２　第１項による認定は、次の各号によるものとする。

(1) 当該世帯の実収入月額が「基準生活費×１２０％」(以下「減額基準生活費」という。）以下でかつ預貯金が基準生活費の３箇月以下の世帯を減免対象世帯とする。

(2) 当該世帯の実収入月額が減額基準生活費を超える場合において、療養見込期間における収入見込額が当該期間の減額基準生活費と一部負担金所要見込額との合算額に満たない世帯を、徴収猶予対象世帯とする。

（減免の決定）

第６　第５第２項第１号において、減免対象世帯とみなされた世帯に属する被保険者の疾病又は負傷にかかる一部負担金について、減免を必要と認めるときは、次により決定する。

(1) 免除　実収入月額が基準生活費の１０００分の１１５５以下でかつ預貯金が基準生活費の１０００分の１１５５の３箇月以下の世帯を免除の対象とする。

(2) 減額　実収入月額が基準生活費の１０００分の１１５５を超え、１２０％以下でかつ預貯金が基準生活費の１０００分の１１５５の３箇月以下の世帯を減額の対象とする。

２　前項第２号に規定する減額の割合は、次の算式により決定するものとする。

・ 実収入月額－基準生活費×１０００分の１１５５＝一部負担金充当可能額（円未満切捨て）

・ 一部負担金所要見込額－一部負担金充当可能額＝一部負担金不足額

・ 一部負担金不足額÷一部負担金所要見込額＝一部負担金減額割合（小数点以下第２位を四捨五入し、第１位により算定する。）

３　減免の期間は、保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）で受け

た療養の給付とし、申請のあった日の属する月を含めて、１２月につき３月を限度とする。

４　前項の規定にかかわらず、当該期間を越えて引き続き減免を行う必要があると市長が認めたときは、再度申請により更新することができる。

（徴収猶予の決定）

第７　第５第２項第２号において、徴収猶予対象世帯とみなされた世帯に属する被保険者の疾病又は負傷にかかる一部負担金について、徴収猶予を必要と認めるときは、次により決定する。

２　実収入月額は基準生活費の１２０％を超えるが、一部負担金所要見込額を合算すると、実収入月額では不足する世帯を徴収猶予の対象とする。

３　前項に該当する世帯で、６月以内に徴収を猶予した一部負担金を納付することが可能な場合に限り行うものとする。

４　徴収猶予の期間は、当該申請にかかる疾病又は負傷に対し、療養に要する３月以内の一部負担金所要見込額につき６月以内を徴収猶予とし、暦月計算によって期間を定めるものとする。

（減免又は徴収猶予決定の通知）

第８　市長は、第３に規定する申請書を受理した場合において、可否を決定したときは、規則第２１条第２項に規定する別記様式第１３号による通知書により通知するものとする。

（証明書の交付）

第９　市長は、一部負担金の減免又は徴収猶予の決定をしたときは、申請者に対し別記様式による証明書を交付するものとする。

２　証明書の交付を受けた者が、保険医療機関等について療養の給付を受けようとするときは、被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならない。

３　証明書は、特別の場合を除き、暦月計算による１月毎に作成するものとする。

（減免の取消し）

第１０　市長は、偽りの申請その他不正の行為による一部負担金の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、直ちに当該一部負担金の減免を取り消すものとする。

２　前項の場合において、被保険者が保険医療機関等において療養の給付を受けたものであるときは、市長は、当該保険医療機関等に減免を取消した旨及び取消しの年月日を通知するとともに、当該被保険者がその取消しの前日までの間に減免によりその支払いを免れた額を徴収するものとする。

（徴収猶予の取消）

第１１　市長は、一部負担金の徴収猶予の措置を受けた者が、次の各号の一に該当する場合においては、その徴収猶予を取り消し、又はこれを一時に徴収することができる。

(1) 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが適当であると認められるとき。

(2) 一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認められるとき。

附　則

（施行期日）

１　この基準は、平成１１年９月１日から施行する。

（減額基準生活費の算定に関する特例）

２　平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの間の減額基準生活費は、平成２６年厚生労働省告示第１３６号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定する。

３　平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの間の減額基準生活費は、平成２７年厚生労働省告示第２２７号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定する。

（平成３０年１０月１日から平成３１年９月３０日までの間の一部負担金に関する特例）

４　平成３０年１０月１日から平成３１年９月３０日までの間の一部負担金減免にかかる第6の適用については、第6第1項中「１０００分の１１５５」とあるのは「８８５分の９９０」とする。

（平成３１年１０月１日から平成３２年９月３０日までの間の一部負担金に関する特例）

5　平成３１年１０月１日から平成３２年９月３０日までの間の一部負担金減免にかかる第6の適用については、第6第1項中「１０００分の１１５５」とあるのは「８７０分の９９０」とする。

附　則

この基準は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この基準は、平成２５年８月１日から施行する。

（経過措置）

２　この基準の施行日から平成２６年３月３１日までの間の基準生活費は、平成２５年４月１日における生活保護法による保護の基準により認定する。

附　則

この基準は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成２７年４月２０日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則

この基準は、平成３０年１１月１５日から施行し、改正後の新潟市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する基準の規定は、平成３０年１０月１日から適用する。